

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針

目次

第1章 総則

第1節 趣旨

第2節 対象の範囲

第3節 業務を行う時間の考え方及び上限の原則等

第2章 服務監督教育委員会が講ずべき措置等

第1節 上限方針の策定等

第2節 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等

第3節 服務監督教育委員会が講ずべき業務量管理・健康確保措置

第4節 第1節から第3節に記載の措置等を講ずるに当たっての留意事項

第3章 長期休業期間等における集中した休日の確保のための一年単位の変形労働時間制

第1節 目的

第2節 長期休業期間等における集中した休日の確保のため一年単位の変形労働時間制を適用する場合に服務監督教育委員会等が講ずべき措置

第4章 文部科学省の取組について

附則

第1章 総則

第1節 趣旨

近年、我が国の教育職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第2条第2項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）の業務が長時間に及ぶ状況が未だ課題となっている。教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、活き活きと児童生徒等への教育に邁進できるようにすることにより、教育職員の働きやすさと働きがいとを両立し、学習指導要領等において目指されている理念の実現に向けてよりよい教育を行うため、学校における働き方改革が急務となっている。また、平成30年7月に公布された働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条第1項の協定（以下「36協定」という。）について時間外労働の限度時間が規定された。

公立学校の教育職員については、正規の勤務時間（給特法第6条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下この節及び第3節において同じ。）外に行われる公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令（平成15年政令第484号）第2号に掲げる業務（以下「超勤4項目」という。）以外の業務については、時間外勤務（同令第1号に規定する時間外勤務をいう。以下同じ。）を命じないものとされているが、正規の勤務時間外に校務として行われる業務については、当該業務が時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることについて正規の勤務時間内に行われる業務と変わりはなく、こうした業務も含めて教育職員が業務を行う時間を管理することが、学校における働き方改革を進める上で必要不可欠である。

令和2年に本指針において教育職員が業務を行う時間の上限を示し、1箇月時間外在校等時間（第3節(2)イに規定する1箇月時間外在校等時間をいう。）は減少傾向にあるものの、依然として業務が長時間に及ぶ教育職員も多く、各教育委員会や各学校における取組状況に差が見られるなどの課題がある。給特法第2条第1項に規定する義務教育諸学校等の教育職員のサービスを監督する教育委員会（以下「服務監督教育委員会」という。）及び校長等の学校の管理職は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の関係法令にのっとり教育職員の勤務時間管理及び健康管理等を行うとともに、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等を徹底し、教育職員の心身の健康を損なうことがないように注意する安全配慮義務があり、時間外在校等時間が特に長時間となっている教育職員に対して、より実効的な手立てを講ずる必要がある。また、業務分担の見直しや適正化に当たっては、その業務の在り方自体を見直し、慣例や伝統的な考え方にとらわれることなく業務の精選に取り組み、学校及び教育職員が行う業務全体を縮減していく姿勢が必要である。

その上で、教育の質の向上に向けて働き方改革を進めるためには、学校内外の人的・物的資源を有効に活用しつつ、「チーム学校」の考え方の下、一人一人の教育職員が業務を自己完結的に抱える「個業」型の業務遂行から、業務を他の教育職員や事務職員、支援スタッフ等と分担し「協働」していくことへのシフトチェンジが重要である。教育職員を取り巻く環境整備に向けた総合的な方策を進める必要がある中、学校における働き方改革を一層推進するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する

法律（令和 7 年法律第 68 号）において新たに設けられた給特法第 8 条第 1 項に規定する業務量管理・健康確保措置実施計画（以下単に「実施計画」という。）の策定、実施状況の公表及び総合教育会議への報告等の仕組みを通じて、国、教育委員会、地方公共団体、学校、地域、保護者など教育に関わる全ての関係者が学校の現状や課題を共有し、それぞれの権限と責任に基づき、相互に連携・協働しながら、取組を実施し、検証及び改善を重ねていくことが必要である。

本指針は、こうしたことを踏まえ、給特法第 7 条第 1 項に基づき、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他服務監督教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定めるものである。

第 2 節 対象の範囲

- (1) 本指針は、服務監督教育委員会の全てを対象とする。
- (2) 本指針に掲げる措置は、給特法第 2 条第 2 項に規定する教育職員全てを対象とするものとする。なお、それ以外の職員（事務職員、学校栄養職員等）については、36 協定における時間外労働の限度時間が適用されることに留意した上で、業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を図るものとする。

第 3 節 業務を行う時間の考え方及び上限の原則等

- (1) 本指針における「勤務時間」の考え方

教育職員は、社会の変化に伴い児童生徒等の多様性が顕在化する中で、語彙、知識、概念がそれぞれ異なる一人一人の児童生徒等の発達の段階に応じて、指導の内容を理解させ、考えさせ、表現させるために、言語や指導方法をその場面ごとに選択しながら、適切なコミュニケーションをとって授業の実施をはじめとした教育活動に当たることが期待されている。このような教育職員の専門性や職務の特徴を踏まえ、また、教育職員が超勤 4 項目以外の業務を行う時間が長時間となっている実態も踏まえると、正規の勤務時間外にこうした業務を行う時間も含めて教育職員が働いている時間を適切に把握することが必要である。

このため、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とし、服務監督教育委員会が管理すべき対象とする。

具体的には、正規の勤務時間外において超勤 4 項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、次に掲げるイ及びロの時間を加え、ハ及びニの時間を除いた時間を在校等時間とする。ただし、ハについては、当該教育職員の申告に基づくものとする。

イ 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として服務監督教育委員会が外形的に把握する時間

ロ 各地方公共団体が定める方法によるテレワーク（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間

ハ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽

の時間その他業務外の時間

ニ 休憩時間

(2) 上限時間の原則

服務監督教育委員会は、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間から所定の勤務時間（給特法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を、次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

イ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1箇月の合計時間（以下「1箇月時間外在校等時間」という。） 45 時間

ロ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間（以下「1年間時間外在校等時間」という。） 360 時間

(3) 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間

服務監督教育委員会は、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、(2)の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

イ 1箇月時間外在校等時間 100 時間未満

ロ 1年間時間外在校等時間 720 時間

ハ 1年のうち1箇月時間外在校等時間が 45 時間を超える月数 6 月

ニ 連続する2箇月、3箇月、4箇月、5箇月及び6箇月のそれぞれの期間について、各月の1箇月時間外在校等時間の1箇月当たりの平均時間 80 時間

第2章 服務監督教育委員会が講ずべき措置等

第1節 上限方針の策定等

- (1) 服務監督教育委員会は、本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針（以下「上限方針」という。）を教育委員会規則等において定めること。
- (2) 労働安全衛生法等において、タイムカードによる記録、電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法による勤務時間の把握が事業者の義務として明確化されたことを踏まえ、教育職員が在校している時間は、ICT の活用やタイムカード等により客観的に計測すること。また、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測すること。また、当該計測の結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行うこと。
- (3) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守すること。
- (4) 校長等の学校の管理職及び教育職員並びに教育委員会等の関係者は、本指針及び上限方針が、教育職員が上限時間まで業務を行うことを推奨するものと解してはならず、また、学校における働き方改革の総合的な方策の一環として策定されるものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであることに十分に留意しなければならないこと。校長等の学校の管理職及び教育委員会は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであっては決してならないこと。

第2節 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等

- (1) 服務監督教育委員会は、本指針に即して実施計画を定めること（給特法第8条第1項）。
- (2) 実施計画においては、次のイからハまでに定めるところにより、給特法第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標、業務量管理・健康確保措置の内容、その他業務量管理・健康確保措置の実施に関し必要な事項を定めると（給特法第8条第2項）。

イ 業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標

- (i) 教育職員の業務量の適切な管理を行う上で、時間外在校等時間に係る目標を設定すること。政府として、令和11年度までに、教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標としており、1箇月時間外在校等時間が80時間を超える教育職員を早急になくさなければならないものとし、実施計画においては、各教育職員の時間外在校等時間について前章第3節(2)で示す上限時間の範囲内にするための数値目標を設定すること。

目標に設定する時間外在校等時間の指標を例示すると、おおむね次のとおりであり、当該指標を用いる場合にあっては、それぞれ次に定める水準を満たす目標とする必要があること。

- (i) 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教育職員の割合 100パーセントとすることを目指すこと。

(㉓) 1年間における教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間 平均で30時間程度とすることを目指すこと。

(㉔) 教育職員の1年間時間外在校等時間 360時間以下とすることを目指すこと。

(ii) 教育職員の心身の健康確保や教職の魅力向上のため、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を、可能な限り、地方公共団体の実情に応じて設定すること。

ロ 業務量管理・健康確保措置の内容

実施計画には、服務監督教育委員会が講ずる業務量管理・健康確保措置のうち、次節に掲げる措置その他の計画的に推進することが重要と認められる措置に関する具体的な内容を記載するものとする。

ハ その他業務量管理・健康確保措置の実施に関し必要な事項

(3) 服務監督教育委員会は、実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表すること（給特法第8条第3項）。その際、ホームページへの掲載等により適時かつ適切に公表すること。

(4) 服務監督教育委員会は、実施計画に定める目標の達成状況及び業務量管理・健康確保措置の実施状況について、毎年度、その状況を把握すること。

また、服務監督教育委員会は、把握した状況を踏まえ、業務量管理・健康確保措置などの取組を改善するとともに、必要に応じて、実施計画の変更その他の必要な措置を講ずること。

(5) 服務監督教育委員会は、毎年度、実施計画の実施状況を公表すること（給特法第8条第4項）。その際、ホームページへの掲載等により行うものとし、実施計画に定める目標の達成状況を含むものとする。

(6) 服務監督教育委員会は、実施計画を定め、又は変更したときは、総合教育会議に報告すること（給特法第8条第3項）。また、毎年度、実施計画の実施状況を総合教育会議に報告すること（給特法第8条第4項）。その際、地方公共団体の長及び関係部局との連携を図りつつ、適切な役割分担の下で、業務量管理・健康確保措置などの取組の更なる改善を図ること。

(7) 実施計画の策定等に当たっての留意事項

イ 実施計画に定める業務量管理・健康確保措置の具体的な内容及び実施方法は、(2)ロ及び次節の内容に即して、各教育委員会において地域の実情に応じて決めるものであり、実施計画に次節に定める措置の全てについて規定することは要しないものであること。

ロ 実施計画の策定に当たっては、業務量管理・健康確保措置に関する事項を記載した既存の計画等があるときは、本指針に即した内容にしつつ、当該計画等を活用することも考えられるものであること。

また、複数の教育委員会において、共同して実施計画を策定することも可能であること。ただし、各教育委員会が自らサービスを監督する教育職員に係る措置を適切に講ずるとともに、実施計画の公表や総合教育会議への報告等については、各教育委員会で行う必要があること。

第3節 服務監督教育委員会が講ずべき業務量管理・健康確保措置

(1) 所管に属する各学校における教育職員の勤務状況その他の業務量並びに健康及び福祉に関する状況を把握し、その状況を踏まえ、(2)及び(3)に定めるものその他の業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施すること。特に、服務監督教育委員会及び校長等の学校の管理職は、教育職員が業務の遂行に伴い心身の健康を損なうことがないように配慮し、教育職員の在校等時間が上限方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、服務監督教育委員会は校長等の学校の管理職との面談等を通じ、各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行い、当該学校における教育職員の勤務状況を速やかに改善させるための方策の検討及び実施の支援その他の取組を実施すること。

(2) 学校又は教師（教育職員のうち、副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどるものを除く。）、指導教諭、主務教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどるものを除く。）、教諭、助教諭及び講師をいう。以下同じ。）の業務の3分類（次のイからハまでの分類をいう。）を踏まえ、学校又は教育職員が担っている業務の分担の見直しや適正化を図ること。この場合において、業務に関する役割分担の見直しに当たっては、責任体制が明確になるよう留意した上で、総合教育会議における協議をはじめ、地方公共団体の関係部局との密接な連携を図りつつ、学校運営協議会における協議を経て、地域学校協働活動の一環として実施するなど、関係者間でそれぞれの立場を尊重しつつ円滑に役割分担の見直しが行われるよう、保護者及び地域住民その他の関係者の参画を得ながら地域の実情に応じた運用を行うように努めること。また、教師以外の職員の校務運営への参画を一層拡大し学校全体の業務を効果的に改善していくに当たっては、業務の内容に応じて管理職や教育職員、事務職員、支援スタッフ（教育職員以外の学校の教育活動を支援する人材をいう。以下同じ。）等が相互に連携・協働しつつ、文部科学省が別に示す教育職員及び事務職員の標準的な職務内容に留意するとともに、事務職員の負担が過重なものとならないよう、事務処理の精選や効率化及び質の向上並びに近隣の学校の事務職員間の相互支援のため、教育委員会が中心となり、共同学校事務室の設置、研修の実施等に努めること。

イ 学校以外が担うべき業務（次の①から⑤までの業務その他これらに準ずる業務をいう。）について、当該①から⑤までに定めるところにより、学校が当該業務を担わないようにするために必要な措置を講ずること。

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 教育委員会が中心となり、保護者又は地域住民その他の関係者が担う体制を構築すること。なお、学校の日課表等において定める児童生徒が登校すべき時間は教育職員の所定の勤務の開始時間より後にするものとする。また、教育職員の勤務時間より前又は児童生徒の下校時刻より後の時間帯に、学校施設において児童生徒を預かる活動を行う必要がある場合には、地方公共団体は、保護者又は地域住民その他の関係者の参加を得て、学校以外が管理を行う体制を構築すること。

② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 放課後から夜間などにおける見回りについては、保護者又は地域住民その他の関係者

が担う体制に委ねるとともに、児童生徒が補導された時の対応については、保護者が第一義的責任を有することを踏まえた上で、児童生徒の指導に関し緊急の措置が必要な特別の場合を除き、学校による対応を行わないこと。

- ③ 学校徴収金の徴収・管理 地方公共団体又は服務監督教育委員会は、学校徴収金の種目ごとに地方公共団体の歳入歳出予算に組み入れること（以下「公会計化」という。）が適切かどうかを検討した上で、学校給食費その他の公会計化が適切な学校徴収金の公会計化を行い、その徴収及び管理を行うこと。また、直ちに公会計化を行うことが困難であり、又は適切でない学校徴収金については、当該学校徴収金の目的である物品又はサービスを取り扱う事業者から保護者が直接購入するなどの方法によるものとする。

- ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となっていくものとする。その際、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても、地域学校協働活動推進員等が中心となっていくものとする。この場合において、当該地域学校協働活動推進員等と学校との連絡調整については、副校長又は教頭に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行っていくものとする。

- ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応 服務監督教育委員会が直接苦情等に対応する相談窓口の設置や、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境の整備等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情及び要求等に対応できる体制を構築すること。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務（次の⑥から⑬までの業務その他これらに準ずる業務をいう。）について、当該⑥から⑬までに定めるところにより、業務量の縮減、デジタル技術の活用の推進、事務職員及び支援スタッフその他の学校における教師以外の担い手（ハにおいて「支援スタッフ等」という。）のこれらの業務への積極的な参画の促進のために必要な措置を講ずること。

- ⑥ 調査・統計等への回答 教育委員会においては、学校に対して回答を依頼し、又は教師を通じた児童生徒等への周知を依頼するために学校に送付される文書等（第4章において「学校調査等」という。）の量の縮減に努め、回答が必要なものについては、デジタル技術の活用による負担軽減を図りつつ、教育職員の専門性に深く関わるものを除き、事務職員が中心となって回答するものとする。

- ⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 当該業務を学校において行う場合は、事務職員等が積極的に参画しつつ、必要に応じて民間事業者等への委託も検討すること。

- ⑧ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 教育委員会と連携を図りながら、事務職員及び情報通信技術支援員が中心となっていくつつ、地域の実情に応じ、民間事業者等への委託も積極的に検討すること。

- ⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 教育職員は授業等に付随して行うべき日常点検を中心に担うものとし、その管理業務については、地方公共団体の関係部局とも連携しながら、民間事業者等への委託等のほか、特に学校プールや体育館

等を地域住民等に開放する場合には、指定管理者制度の活用その他の方法を積極的に検討すること。また、学校の職員が学校プールの管理を行う場合には、例えば、自動で給水を止めるためのシステムの導入等により、特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備することを積極的に検討すること。

⑩ 校舎の開錠・施錠 機械警備やデジタル技術で当該業務の効率化を図る設備の導入、職員間の役割分担の見直し、管理業務の委託等により、副校長又は教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備すること。

⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮 休み時間の時間帯の特徴に応じた安全点検等の必要な措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、地域住民等の支援を得つつ、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進すること。

⑫ 校内清掃 学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、地域住民等の支援を得つつ、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進すること。

⑬ 部活動 スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進するとともに、休養日及び活動時間についてスポーツ庁及び文化庁が別に定める基準に従うこと。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務（次の⑭から⑲までの業務その他これらに準ずる業務をいう。）について、当該⑭から⑲までに定めるところにより、業務量の縮減、デジタル技術の活用の推進、教師と支援スタッフ等との効果的な連携・協働の促進その他の教師の業務の負担を軽減するために必要な措置を講ずること。

⑭ 給食の時間における対応 給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭又は学級担任等が実施し、給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で、実施すること。その際、地域の実情に応じて支援スタッフ等を活用することで、負担軽減を促進すること。

⑮ 授業準備 教材等の印刷や物品等の準備その他の補助的な業務については教員業務支援員等の支援スタッフを中心となって行うとともに、授業準備におけるデジタル技術の活用を促進すること。

⑯ 学習評価や成績処理 採点作業や宿題の提出状況の確認その他の補助的な業務については教員業務支援員等の支援スタッフを中心となって行うとともに、デジタル技術の活用を促進すること。また、入学者選抜に係る類似の業務についても、デジタル技術の活用等による負担軽減を促進すること。

⑰ 学校行事の準備・運営 修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等の業務について、教師と事務職員及び教員業務支援員等の支援スタッフとの協働を促進するとともに、必要に応じ、業務委託その他の方法も検討すること。

⑱ 進路指導の準備 生徒の卒業後の就職先に関する情報収集等について、教師と事務職員及び教員業務支援員等の支援スタッフや、地方公共団体等における就職に関

する専門人材との協働を促進すること。

- ⑬ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療若しくは福祉に関する専門人材又は日本語指導に係る支援員等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教師との協働を促進すること。特に、不登校児童生徒への対応にあつては、教育支援センターの機能強化や校内教育支援センター支援員等による効果的な支援を促進すること。また、地方公共団体等の関係機関に対して、これらに必要な体制の確保に積極的に参画するよう促すこと。

- (3) 所管に属する各学校における次に掲げる措置の推進を通じ、教育職員が担う業務の適正化を図ること。

イ 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）において定められる授業時数の標準を大きく上回って編成されている教育課程を当該学校の指導体制に見合うものとなるようにするとともに、年間授業週数の実態に応じて 1 日及び 1 週間当たりの授業時数を平準化し、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出する観点から、教育課程の見直しを行うこと。その際、始業日の設定に当たっては、教育課程の編成・実施に係る年度当初の準備の負担の観点にも留意すること。

ロ 学校で行われる学校行事を、それぞれの教育的価値を踏まえ、精選又は統合すること。

ハ 学校の日課表等において、授業時数の見直しと併せて放課後に行われる児童生徒の活動時間（補習及び部活動を含む。）を教育職員に割り振られた勤務時間内に適切に設定するなどの工夫を行うこと。

ニ デジタル技術を活用した校務の効率化を推進すること。

ホ 職務経験が少ない教育職員が担当する授業時数を抑制するとともに、他の教育職員からの助言その他の支援を得られやすい体制を整備すること。

ヘ 教育職員が所定の勤務時間外に外部からの電話等に対応する必要のない環境を整備すること。

ト 学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るに当たっては、当該措置を講ずることが在校等時間の長時間化につながらないようにするため、当該措置が実施計画に適合するものとなるようにすること。

- (4) 教育職員、事務職員及び支援スタッフ（地方公共団体独自の財源によるものを含む。）の体制を充実すること。

- (5) 教育職員の産前産後休暇及び育児休業等の取得に伴い学校に配置される教育職員その他の教育職員について、正規の教育職員の計画的な配置の充実に努めること。

- (6) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施すること。ここでいう一定時間は、1 箇月時間外在校等時間 80 時間を目安とすること。

- (7) 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること（勤務間インターバル）。ここでいう一定時間は、11 時間を目安とすること。

- (8) 教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。また、医師

等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を行うこと。

- (9) 心身の健康問題についての相談窓口を設置すること。必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は教育職員に産業医等による保健指導を受けさせること。
- (10) 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。
- (11) 早出遅出勤務、テレワークその他の柔軟な働き方を推進するための環境整備を図ること。
- (12) 上限方針及び実施計画の策定等に当たっては、人事委員会（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の長。以下同じ。）と当該上限方針及び実施計画について認識を共有し、専門的な助言を求めるなど連携を図ること。また、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉を図るために講ずべき措置に関し、人事委員会の求めに応じて実施状況等について報告を行い、専門的な助言を求めるなど連携を図ること。

第4節 第1節から第3節に記載の措置等を講ずるに当たっての留意事項

- (1) 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることや実施計画に定める目標を達成することが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならない。
- (2) 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することや実施計画に定める目標を達成することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとする。
- (3) 上限方針及び実施計画の内容について、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られるよう、それらの者に対して広く上限方針及び実施計画の周知を図るものとする。
- (4) 教育職員の業務の分担の見直しや適正化を図るに当たっては、地方公共団体の関係部局や関係機関の協力を得ることが重要であることから、教育委員会においては、総合教育会議における協議等を通じて、これらの地方公共団体の関係部局等との密接な連携を図るものとする。
- (5) 教育職員の業務の分担の見直しや適正化を図るに当たっては、各学校の教育職員の在校等時間の状況及び各学校において実施される業務量管理・健康確保措置の内容等について保護者及び地域住民その他の関係者の理解を得ることも重要であることから、教育委員会においては、その所管に属する各学校への学校運営協議会の設置及び活用を推進するものとする。また、学校運営協議会を未設置の学校においても、学校運営協議会の類似の仕組みや学校評議員の仕組み等を活用しながら、地域と学校の連携を促進し、学校が担っている業務の一部を地域学校協働活動の一環として実施するなど、保護者及び地域住民その他の関係者との連携による教育職員の業務の分担の見直しや適正化を図るものとする。
- (6) 都道府県及び指定都市においては、給特法第7条第1項の規定の趣旨を踏まえ、服務監

督教育委員会が定める上限方針の実効性を高めるため、条例等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

- (7) 都道府県教育委員会においては、給特法第8条第5項に基づき、市町村(特別区を含み、指定都市を除く。この節において同じ。)の教育委員会に対し、実施計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な指導、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。特に、市町村教育委員会が、指針に即した実施計画の策定に困難を抱えている場合や、実施計画の実施状況が著しく不十分な場合など、市町村教育委員会が実施計画の策定・公表などに関し、法律上の義務を十分に果たしていないおそれが認められる場合等には、都道府県教育委員会は、積極的に指導助言等を行うものとする。
- (8) 各学校において、教育職員の業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を図るためには、校長等の学校の管理職の果たす役割が大きい。具体的には、管理職は、教育職員の勤務状況等を把握し、教育職員から働き方改革の具体的な取組の工夫等に関する意見を聞きながら、児童生徒の資質・能力をはぐくむ上で、限られた時間の中でどの教育活動を優先するかを見定め、それを踏まえた適正な業務量の設定と校務分掌を決定するなど、組織マネジメントの実施により、学校の教職員の全員が一丸となって教育職員一人一人が働きやすい職場環境を構築することが必要である。その際、慣例や伝統的な考え方にとらわれることなく、取組の廃止や合理化も含めた業務の精選を行い、優先順位を定めながら取り組むよう、管理職に促すものとする。
- (9) 校長等の学校の管理職の人事評価の評価項目や研修内容に、学校における働き方改革に資する組織マネジメントに関することを加え、学校の管理職としての資質能力の向上につながるよう取り組むものとする。

第3章 長期休業期間等における集中した休日の確保のための一年単位の変形労働時間制

第1節 目的

教育職員に対する一年単位の変形労働時間制(給特法第5条の規定により読み替えて適用する地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条第3項の規定により読み替えて適用する労働基準法(第2節(2)において「読替え後の労働基準法」という。)第32条の4の規定による一年単位の変形労働時間制をいう。)の適用は、学校において学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条第1項の規定による夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日等の期間(以下「長期休業期間等」という。)が存在し、教育職員の業務について、年間を通じた在校等時間の多寡が生じることが見込まれることを踏まえ、本制度により長期休業期間等において休日を集中して確保することで、教育職員の休息の時間等を確保し、ひいては児童生徒等に対して効果的な教育活動を行うことに資するとともに、教育職員の職としての魅力の向上に資することにより意欲と能力のある人材が教育職員として任用され、学校教育の水準の維持向上を図ることを目的に掲げるものである。

このため、本制度は、長期休業期間等において休日を集中して確保することを目的とする場合に限り適用すべきものであり、本制度を適用する場合に服務監督教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置等について次のとおり定める。

第2節 長期休業期間等における集中した休日の確保のため一年単位の変形労働時間制を適用する場合に服務監督教育委員会等が講ずべき措置

(1) 本制度が適用される教育職員についての第1章第3節に規定する上限時間の適用については、同節中「45 時間」とあるのは「42 時間」と、「360 時間」とあるのは「320 時間」とする。

(2) 本制度を適用するに当たっては、本制度を適用する教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間が第1章第3節に規定する上限の範囲内であることを前提としている。

服務監督教育委員会及び校長は、こうした本制度の趣旨に十分に留意した上で、適用しようとする対象期間（読替え後の労働基準法第32条の4第1項第2号に規定する対象期間をいう。以下この節において同じ。）の初日の属する年度の前年度において教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間が第1章第3節に規定する上限の範囲内であることなどの在校等時間の状況や、在校等時間の長時間化を防ぐための取組の実施状況等を確認し、適用しようとする対象期間において当該教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間が(1)の規定により読み替えられた第1章第3節に規定する上限の範囲内となることが見込まれる場合に限り、本制度の適用を行うこと。

また、本制度の適用を行った後においても、服務監督教育委員会及び校長は、対象期間において、本制度を適用する教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を(1)の規定により読み替えられた第1章第3節に規定する上限の範囲内とすること。

(3) 本制度を適用するに当たっては、服務監督教育委員会及び校長は、対象期間において、本制度を適用する教育職員について次に掲げる全ての措置を講ずること。

イ タイムカードによる記録、電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法による在校等時間の把握を行うこと。

ロ 担当する部活動の休養日及び活動時間についてスポーツ庁及び文化庁が別に定める基準に従うこと。

ハ 通常の正規の勤務時間（それぞれの日における本制度を適用しない場合の正規の勤務時間（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号。ホにおいて「勤務時間法」という。）第5条、第6条、第8条、第11条及び第12条の規定に相当する条例の規定による勤務時間をいう。以下この節において同じ。）を超える勤務時間の割振りについては、長期休業期間等において確保できる勤務時間を割り振らない日の日数を考慮した上で、年度初め、学校における諸行事が行われる時期その他の本制度の対象期間のうち業務量が多い一部の時期に限り行うこと。

ニ 通常の正規の勤務時間を超えて勤務時間を割り振る日において、本制度の適用前と比較して、通常の正規の勤務時間を超えて勤務時間を割り振ったことを理由とした担当授業数の追加及び部活動その他児童生徒等の活動に係る時間の延長又は追加並びに本制度の適用前には当該教育職員が所属する学校において行われていなかった業務の当該教育職員への新たな付加により在校等時間を増加させることがないよう、留意すること。

ホ 本制度の適用前と比較して、所定の勤務時間を通常の正規の勤務時間より短くする日（勤務時間法第8条の規定に相当する条例の規定に基づき勤務日のうち4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を同法第6条第1項又は

第4項の規定に相当する条例の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある日に割り振る場合における当該勤務日を除く。)については、勤務時間の短縮ではなく勤務時間を割り振らないこととし、当該日を長期休業期間等において連続して設定すること。

へ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること（勤務間インターバル）。ここでいう一定時間は、11 時間を目安とすること。

- (4) 本制度を適用するに当たっては、服務監督教育委員会及び校長は、対象期間において、本制度を適用する教育職員が属する学校について次に掲げる全ての措置を講ずること。

イ 本制度の適用前と比較して、部活動、研修その他の長期休業期間等における業務量の縮減を図ること。

ロ 超勤4項目として臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに行われるものを除き、職員会議、研修その他の本制度が適用される教育職員であるか否かにかかわらず参加を要する業務については、通常の正規の勤務時間内において行うこと。

ハ 本制度を全ての教育職員に対して画一的に適用するのではなく、育児を行う者、老人等の介護を行う者、職業訓練又は教育を受ける者その他特別の配慮を要する者については、これらの者が育児等に必要な時間を確保できるよう配慮すること。

- (5) 本制度を適用するに当たっては、服務監督教育委員会及び校長は、勤務時間、休憩時間及び休日の確保等に関する労働基準法、地方公務員法、給特法その他の関係法令の規定を遵守するとともに、文部科学省から発出する通知等について留意すること。

- (6) 服務監督教育委員会は、本制度に関して本指針に定める事項を踏まえて講ずる措置その他教育職員の健康及び福祉を図るために講ずる措置に関し、人事委員会と認識を共有するとともに、人事委員会の求めに応じてその実施状況等について報告を行い、専門的な助言を求めるなど連携を図ること。

- (7) 服務監督教育委員会及び校長は、本制度に関して本指針に定める事項を踏まえて講ずる措置その他教育職員の健康及び福祉を図るために講ずる措置について、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られるよう、それらの者に対して広く周知を図ること。

第4章 文部科学省の取組について

文部科学省は、次に掲げる事項その他の取組を進めることとする。

- (1) 教職員や支援スタッフなど学校の指導・運営体制の充実を図るとともに、地域と学校の連携を促進するための環境整備を図ること。また、第2章第3節に掲げる措置が効果的に講じられるよう、行政による学校問題解決のための支援体制の構築支援や、部活動の地域展開・地域連携の推進、校務DXの推進、ICT機器等の活用支援、教育職員のメンタルヘルス対策を含めた労働安全衛生管理体制の整備推進、学校調査等の精選及びデジタル技術の活用等による負担軽減、関係団体による学校調査等の精選及び負担軽減並びに作品コンクールにおける学校に求める作業の軽減に係る働きかけなど、必要な取組を進めること。
- (2) 業務量の適切な管理及び長期休業期間等における集中した休日の確保のための一年単位の変形労働時間制に関して本指針に定める事項その他教育職員の健康及び福祉を図るために講ずべき措置について、教育関係者、保護者及び地域住民等の理解が得られるよう、それ

らの者に対して広く周知を図ること。

- (3) 文部科学省は、適宜、各都道府県教育委員会及び各服務監督教育委員会の取組の状況を把握し、公表すること。
- (4) 都道府県教育委員会及び服務監督教育委員会に対し、業務量管理・健康確保措置の効果的な実施に資する情報の提供等の助言及び指導を行うこと。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から適用する。